

議案第100号

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例

つくば市印鑑条例(平成2年つくば市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第15条の2中「又は」を「、」に改め、「記録されているものに限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、「により」を「に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第15条の2の改正規定（「により」を「に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（提案理由）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、移動端末設備による印鑑登録証明書の交付に係る規定の追加のほか、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

